

産業廃棄物処理施設の使用前検査等に係る事務処理要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、~~「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」~~（以下「法」という。）第15条の2第5項に基づく産業廃棄物処理施設（最終処分場に係るものを除く。）の使用前検査若しくは法第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項又は第14条の5第1項の申請（以下「産業廃棄物処理業申請等」という。）に係る施設（最終処分場に係るものを除く。）の竣工検査について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、法令に定めのあるものの外、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境部長 環境農政局環境部長をいう。
- (2) 所長 各地域県政総合センター所長をいう。
- (3) 試運転 施設の竣工後、当該施設により実際に産業廃棄物が処理できることを確認するために行う運転のことをいう。
- (4) 自主検査 試運転期間中において、申請者が自ら行う施設の検査のことをいう。
- (5) 移動式施設 産業廃棄物処理業許可等事務処理要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項第18号に規定する施設をいう。

第2章 試運転

(試運転計画書)

第3条 申請者は、原則として施設の運転を行う1か月前までに、所長あて試運転計画書（第1号様式）を提出する。

2 所長は、施設に係る試運転計画書の提出を受けた場合、次の事項を審査したうえ支障ないと認めるときは承認する。

- (1) 試運転に供する産業廃棄物の排出先、種類及び量
- (2) 試運転期
- (3) 試運転期間における自主検査の内容
- (4) 試運転時における運転・管理体制及び連絡体制

(試運転期間中の確認)

第4条 所長は、試運転期間中において、必要に応じて現地に立入検査する。

2 所長は、試運転により周辺の生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあると判断されたときは、速やかに試運転を停止させ必要な指導を行う。

第3章 自主検査

(自主検査)

第5条 申請者は、試運転期間において、次に掲げる事項について自主検査を行う。

- (1) 施設の構成機器に係る仕様の確認
- (2) 施設に係る処理能力の確認
- (3) 施設に係る排ガス、排水、騒音、振動、粉じん及び悪臭に係る状況の確認
- (4) 単体機器及び計装機器に係る動作、校正記録の確認
- (5) その他必要と認めるもの

2 申請者は、自主検査の結果に基づき、自主検査報告書(第2号様式)を作成する。

第4章 使用前検査

(使用前検査申請書の審査等)

第6条 申請者は、使用前検査を受けようとするときは、原則として検査希望日の2週間前までに所長あて、使用前検査申請書(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「規則」という。)様式第19号)を提出する。

2 所長は、使用前検査申請書が提出された場合、次の書類が整っていることを確認する。

- (1) 竣工後における施設の平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 自主検査報告書(第2号様式)
- (3) 運転管理組織図
- (4) その他必要と認める書類

3 所長は、前項に係る書類の内容を確認した後支障ないと認めるときは、申請者と検査日を調整する。

(使用前検査の実施)

第7条 所長は、使用前検査において、次の事項について検査を実施する。

- (1) 書面に係る審査
- (2) 施設の竣工状況に係る検査
- (3) 施設の能力に係る検査
- (4) 作業員の能力に係る検査
- (5) 環境保全対策に係る検査
- (6) その他必要と認められる検査

(検査の中止)

第8条 所長は、使用前検査において、次に掲げる事由により検査の遂行が困難と認める場合は、検査を中止できる。

- (1) 申請書どおりの所定の能力があることが確認されない場合
- (2) 主要な設備が申請の内容と大幅に異なっている場合
- (3) 検査中における事故の発生、その他検査の遂行が困難と認める場合

2 所長は、検査を中止した場合は、その理由を申請者に伝え、原因及び改

善計画を記載した文書（以下「改善計画書等」という。）を提出するよう指導する。

（再検査等）

第 9 条 所長は、前条第 2 項に規定する改善計画書等の提出があった場合には、その内容を審査し、適切なものと判断されたときは、再度使用前検査を実施する。

2 所長は、使用前検査を再度実施した時点でも、施設が申請どおり竣工していると認められないと判断された場合は、それ以降の検査を中止し、使用前検査の申請の取下げ若しくは許可の変更又は廃止を指導する。

ただし、改善の見込みがあるものと判断されたものは、再度改善計画書等の提出を受けたのち、使用前検査を実施することができる。

第 5 章 竣工検査

（竣工検査）

第 10 条 産業廃棄物処理業申請等に係る施設の竣工検査については、第 3 条以降の規定を準用する。この場合、第 6 条において「使用前検査申請書（規則様式第 19 号）」を「竣工検査申請書（第 3 号様式）」に、第 7 条から第 9 条において「使用前検査」を「竣工検査」に、第 9 条第 2 項において「使用前検査の申請の取下げ若しくは許可の変更又は廃止」を「処理業許可の申請取下げ」にそれぞれ読み替える。

第 6 章 その他

（移動式施設への適用）

第 11 条 移動式施設については、各号様式中の「施設の設置場所」を「申請に係る処理施設の設置予定場所」に読み替えるものとする。

2 移動式施設に係る試運転、使用前検査及び竣工検査は、環境部長又は所長（以下「環境部長等」という。）が実施に支障がないと認めた場所等において行うものとする。

3 工事現場に設置する移動式施設に係る事務においては、第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条及び第 9 条中「所長」とあるのは「環境部長等」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 3 月 14 日から施行する。

(別紙)

使用前検査実施要領

検査項目	検査内容
書面に係る審査	自主検査報告書の内容、施設の構成機器の仕様、施設の試運転記録を書面により再度確認する。 なお、併せて、申請書の正本、控えについて添付書類の整合を図るものとする。
施設の竣工状況に係る検査	目視、寸法測定、写真などにより、施設が申請書どおり竣工していることを確認する。 具体的には、次の例によるものとする。 ① 目視…表示、施設全体の構成、門・柵・塀、舗装状況、側溝など ② 寸法測定…投入口、保管施設など ③ 写真…基礎工事など
施設の能力に係る検査	施設の能力が申請書記載どおりであることを、施設を稼働させることにより確認する。
作業員の能力に係る検査	申請書に記載された作業員、運転員等により、施設の稼働が行えることを確認する。
環境保全対策に係る検査	施設に係る排ガス、排水、騒音、振動、粉じん及び悪臭に係る状況を確認する。ただし、別途計量法に基づく環境計量証明がなされている場合には、当該測定結果により確認しても差し支えない。 なお、確認に当たって、特に必要と認めるときは、環境科学センターの支援を受けるものとする。
その他必要と認められる検査	運転員の教育記録を確認するほか、その他必要と認める事項を確認する。

(第1号様式)

年 月 日

地域県政総合センター所長 殿
神奈川県環境農政局環境部長 殿

申請者 住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者名)

試運転計画書

このことについて、申請に係る試運転計画について提出します。

許可証交付日 (受理日)	年 月 日			
施設の種類				
施設の設置場所				
使用前検査等の実施場所 (移動式施設である場合)				
試運転 期間	開 始	年 月 日		
	終 了	年 月 日 (日間)		
試運転に供する産 業廃棄物	排出先	種類	量	運搬者
試運転期間中の自 主検査内容				
添付書類	1 試運転に係る工程表 2 試運転に係る運転管理体制及び連絡体制 3 その他参考となる書類又は図面			

(第2号様式)

年 月 日

地域県政総合センター所長 殿
神奈川県環境農政局環境部長 殿

報告者 住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者名)

自主検査報告書

このことについて、申請に係る施設の自主検査結果について報告します。

許可証交付日 (受理日)		年 月 日	
施設の種類			
施設の設置場所			
使用前検査等の実施場所 (移動式施設である場合)			
検査結果	検査項目	検査結果	評価
	仕様の確認		適・否
	処理能力の確認		適・否
	環境保全対策の確認		適・否
	計装機器の校正確認		適・否
	管理体制の確認		適・否
添付書類		1 排ガス、排水、騒音、振動、悪臭等に係る測定結果 2 その他参考となる書類又は図面	

(第3号様式)

年 月 日

地域県政総合センター所長 殿
神奈川県環境農政局環境部長 殿

申請者 住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者名)

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可（変更許可）に係る
竣工検査申請書

このことについて、標記に係る施設が完成したので、竣工検査について申請します。

受理書交付日		年 月 日
施設の種類		
施設の設置場所		
使用前検査等の実施場所 (移動式施設である場合)		
工事期間	着工	年 月 日
	竣工	年 月 日
竣工検査希望日		年 月 日
添付書類		1 自主検査報告書（第2号様式） 2 その他参考となる書類及び図面